

後期高齢者医療保険加入者の「健康診査」を実施します

問合せ 住民ほけん課 後期高齢者医療担当(健康診査) ☎991-1884
保健センター(がん検診) ☎992-3170・992-4323

■健診項目 下記項目を1年に1回実施します。

- ①問診②身体計測 ③血圧④血中脂質検査 ⑤肝機能検査 ⑥腎機能検査⑦血糖検査
⑧尿検査⑨貧血検査⑩心電図検査

※大腸がん検診・肺がん検診も受診することができます。(年度内に1回のみ)

※胃がん検診は個別検診のみとなります。

指定医療機関(埼玉筑波病院・埼玉あすか松伏病院)に予約して受診してください。
受診期間は12月28日までです。



■対象 後期高齢者医療保険の加入者(健診日に後期高齢者医療保険資格のある方)

※健康診査のご案内は9月中旬に送付します。

※集団健診を受けた方は人間ドックの費用助成は受けられませんので、ご注意ください。

■会場及び日程等 『集団健診』 受診費用:無料

会場	日程
役場	11月2日(水)・4日(金)・7日(月)~13日(日)
北部サービスセンター	11月14日(月)

■申込み

9月中旬に送付される「健康診査のご案内」に同封しているハガキでお申込みください。期限を過ぎた場合や記入漏れがある場合は、申込みをお受けできませんので、ご注意ください。また、電話での申込みは、受け付けていません。

郵送の場合: 9月29日(木)当日消印有効 窓口の場合(ハガキ持参): 9月30日(金)保健センター窓口受付有効

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、中止となる場合がありますのでご了承ください。

後期高齢者医療制度の窓口負担割合に2割負担が導入されます

問合せ 住民ほけん課 後期高齢者医療担当 ☎991-1884

10月1日から、後期高齢者医療の被保険者のうち一定以上の所得のある方は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)の方を除き、窓口負担割合が2割になります。

■2割の対象となる方

窓口負担割合が3割(住民税課税所得145万円以上)に該当しない方で次の(1)(2)の両方に該当する場合

(1) 同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が28万円以上の方がいる

(2) 同じ世帯の被保険者の「年金収入」+「その他の合計所得金額」の合計額が、被保険者が世帯に1人の場合は200万円以上、世帯に2人以上の場合は合計320万円以上である

■2割となる方の負担を抑える配慮措置

窓口負担割合が2割となる方の急激な自己負担額の増加を抑えるため、令和4年10月1日の施行から令和7年9月30日までの3年間、外来医療費の負担増加額を1か月あたり3,000円までに抑えます。(入院の医療費は対象外です。)

【例】1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき①	5,000円	窓口負担増の上限④	3,000円
窓口負担割合2割のとき②	10,000円	払い戻し等(③-④)	2,000円
負担増③(②-①)	5,000円		

※配慮措置 1か月5,000円の負担増を3,000円までに抑えます。

※配慮措置に対象となった場合、その超えた金額を高額療養費として払い戻します。

■制度改正の趣旨等の照会を受け付けるため、コールセンターを開設しています。

広域連合コールセンター ☎0120-085-950 (令和4年11月まで設置)